

令和 6 年 6 月定例会 地域活性化対策特別委員会（付託）

令和 6 年 6 月 28 日（金）

〔委員会の概要〕

平山委員長

ただいまから、地域活性化対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 令和 5 年度ターンテーブルの運営状況等について（資料 1）

中藤農林水産部長

この際、1 点御報告させていただきます。資料 1 を御覧ください。

令和 5 年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。このたび、令和 5 年度のターンテーブルの運営状況等を取りまとめましたので、御報告いたします。

まず、1、施設の特徴でございます。ターンテーブルは、東京都渋谷区において、飲食・宿泊・交流機能を通じた魅力体験ができる、首都圏における、本県の情報発信拠点です。

令和 5 年度の主な取組実績としては、枠囲みに記載のとおり、徳島の食と阿波おどりを融合させた食文化イベントの開催や、首都圏で開催されるイベントへの出張出店の実施などにより、積極的な徳島の魅力発信に努めた結果、様々なジャンルのメディアや SNS に合計 534 回掲載され、3 億円を超える広告換算効果額が見込まれる PR 効果が得られたところでございます。

続きまして、2、運営状況でございます。

インバウンド需要が回復したことにより、施設利用者数や売上げ、利益が過去最高になるとともに、ターンテーブルがきっかけとなって、県産食材等の取引につながった売上額も、過去最高となっております。

施設利用者数につきましては、宿泊の利用者数が、左から 3 列目、令和 5 年度の欄 2 段目に記載のとおり、1 万 4,197 人、前年度対比で 279%と、大きく増加し、飲食・物販と合わせた施設全体では、最下段に記載のとおり、7 万 1,176 人となったところでございます。

収支状況につきましては、宿泊の売上額が、左から 3 列目、令和 5 年度の欄 3 段目に記載のとおり、1 億 1,386 万 4,000 円、前年度対比で 684%と大きく増加したことから、総売上高は、同欄 1 段目に記載のとおり、2 億 9,225 万 5,000 円となり、経常利益につきましても、同欄最下段に記載のとおり、138 万 4,000 円の黒字となったところでございます。

ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額及び仕入額につきましては、売上額は、左から 3 列目、令和 5 年度の欄 1 段目に記載のとおり、3 億

8,329万5,000円、前年度対比で130%となり、仕入額は、同欄2段目に記載のとおり、3億3,977万8,000円、前年度対比で131%となったところでございます。

続きまして、3、今後の主な取組でございます。日本最大の消費地である首都圏において、更なる県産食材の認知度向上と販路拡大を図るため、出張アンテナショップを積極的に展開し、首都圏での県産品の露出機会を拡大させるとともに、県内生産者の販路拡大を支援するテストマーケティング機能を強化してまいります。

また、若者の発想やネットワークを活用した交流会の開催や、新たな徳島の食の魅力の創出を通じまして、徳島新時代に向けオール徳島で魅力を発信し、首都圏における徳島の情報発信と交流の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、努めてまいります。

報告事項は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

平山委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。それでは質疑をどうぞ。

福山委員

私からは1点、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

ふるさと納税は、税の控除や返礼品の魅力から、年々利用者が増えています。令和4年度に、ふるさと納税が日本一になった宮崎県の都城市は約196億円の受入れがあるなど、主に市町村になりますが、全国には数十億、数百億円を集めている自治体もあり、子育て支援の充実などが図られ、大きな恩恵も受けています。

知事が掲げる地方創生戦国時代を勝ち抜くためにも、ふるさと納税の確保は重要であると考えています。

今年度、県においても、ふるさと納税の拡大を掲げられておりますが、まずは現状と、これまでの取組について教えてください。

平畠財政課行財政改革担当室長

ただいま、福山委員から、ふるさと納税の現状と、これまでの取組について御質問を頂きました。

ふるさと納税は、歳入としての財源確保はもとより、徳島特産のスダチや阿波牛などの返礼品を通じ、本県の魅力発信につながるものであり、大変重要であると認識をしております。

全国の受入額の状況については、国の公表によりますと右肩上がり推移しており、令和4年度には約9,654億円まで拡大しております。

一方、本県の状況につきましては、これまで新たな返礼品の発掘や開発、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングの実施などに努めた結果、県と市町村を合わせた県全体の受入額は、令和4年度に約29億円まで拡大し、過去最高額を更新したところであります。

一方、全国順位は46位と下位に低迷しており、なお一層の取組強化が必要と認識をしております。

また、自治体が行う地方創生事業に対し、企業が寄附を通じて応援をする企業版ふるさと納税の全国の受入額につきましては、国の公表によりますと、令和4年度に約341億円となり、個人版と同様に規模を拡大しております。

本県の状況につきましては、これまで市町村と連携したPR等によりまして、県と市町村を合わせた県全体の受入額は、令和4年度に約14億円まで拡大し、全国順位が6位と上位となっております。

また、企業版ふるさと納税の人材派遣型を活用し、第一生命保険株式会社から本県へ派遣いただいております、本県の移住や定住促進に関する業務に従事いただいております。

福山委員

令和4年度の市町村を合わせた県の全体分の実績について、個人版は全国と比較して低迷していますので、下位脱却に向けてしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

令和5年度の受入実績について、県分だけでも分かる範囲で教えてください。

平畠財政課行財政改革担当室長

福山委員から、令和5年度の受入実績についての御質問を頂きました。

国の公表前になりますので速報値ベースとなりますが、令和5年度の県への寄附実績につきましては、寄附件数が約2,500件となっており、対前年度比で約350件の増加、また寄附金額は約7,900万円で、対前年度比約2,200万円の増加となっております。

寄附金額が前年度を上回った主な要因としましては、寄附受付の大手ポータルサイトである楽天ふるさと納税や、ふるなびを追加したこと、また返礼品のうち旅行クーポンが好評だったこと、更に能登半島地震に係る被災地支援の一環としまして、ふるさと納税の代理受付を行ったことなどにより、寄附額が増加したものでございます。

一方、企業版ふるさと納税につきましては、こちらも速報値ベースとなりますが、令和5年度の県への寄附実績につきましては、寄附件数が25社となっており、対前年度比で3社の減、寄附額は約4,500万円で、対前年度比で約600万円の減となったところです。

寄附金額が前年度を下回った主な要因としましては、前年度に頂いておりました大口の寄附が得られなかったことによるものとなっております。

福山委員

個人版については、ポータルサイトの追加などの取組により、受入額を拡大していることがわかりました。

今年度、受入額の更なる拡大について、どのように取組を進めていくのか、教えてください。

平畠財政課行財政改革担当室長

福山委員から、今年度の取組について御質問を頂きました。

まず、個人版ふるさと納税につきましては、昨年12月に立ち上げました庁内メンバーに

よるふるさと納税戦略チームによるアイデア、イベントの鑑賞チケットなど、体験型返礼品の追加、県外の方に魅力が伝わるよう工夫を凝らしつつ、大規模イベントなど、あらゆる機会を通じたPRなど、具現化を図るとともに、他の自治体において、寄附額を大きく伸ばしております民間事業者のノウハウを活用し、特色ある返礼品の開発や掘り起こし、ふるさとチョイスなど、ポータルサイト内において返礼品を検索した結果、いかにヒットし、上位に表示されるようにする、いわゆるSEO対策などに取り組んでまいります。

さらに、個人版ふるさと納税の県全体に占める割合は、約98%が市町村分であることから、市町村との連携を強化し、先進地の成功事例の共有や、共通返礼品の選定などにより、市町村を含めた県全体の受入額の拡大を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましては、これまで以上に魅力ある重点プロジェクトを選定し、全職員が営業担当になり、関わりのある団体等へ寄附のお願いをするとともに、市町村を巻き込んだ企業とのマッチング会の開催、また全国の最新事例を学ぶ担当者セミナーの開催などにより、取り組んでまいります。

これらの取組によりまして、個人版、企業版とも寄附額の向上を図り、地方創生戦国時代を勝ち抜いていくための財源確保をはじめ、ふるさと納税を通じた本県の魅力発信に努めてまいります。

福山委員

本県のポテンシャルは高く、まだまだ、ふるさと納税の受入額は拡大の可能性があるとします。

市町村によっては、返礼品に登録できるものが少ないとか、ふるさと納税業務に関わる職員のマンパワーが足りないなどのお声も聞いております。

また、ふるさと納税の制度側でも、例えば仲介サイトのポイント禁止など、注意すべきところも出てきておりますので、今後とも適切な事務実施に留意しつつ市町村と連携をしていただき、受入額拡大に向けて積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

梶原委員

私からは大きく5点ほど、お伺いしたいとします。

まず先日、NHKのテレビ番組でも報道されておりましたけれども、漬物の製造業の営業許可制について、お伺いいたします。

2018年に食品衛生法が改正されまして、激変緩和の猶予期間を経て、今月から漬物製造業が営業許可制となりました。

このことによりまして、県内の漬物製造販売業の皆様に、どのような影響が出ているのか、教えていただけたらとします。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま、梶原委員より、漬物の食品衛生法の改正について、どのような影響が出ているのかという御質問を頂戴いたしました。

まずは、食品衛生法について、簡単に御説明をさせていただきたいとしますが、飲食

による健康被害の発生を防止するための法律でございまして、食を取り巻く環境の変化や、国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正され、令和3年6月1日から完全施行となっております。

この改正の背景の一つといたしまして、平成24年に北海道で白菜の漬物を食べた方が、腸管出血性大腸菌O157に感染いたしましたして、8人が死亡する集団食中毒が発生したことがございまして、この改正により、食中毒のリスクなどを踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しが行われ、梅干しやたくあんなどの漬物製造業について、新たに許可業種として設定されております。

令和3年6月1日以前に、既に営業していた事業者につきましては令和6年5月31日まで3年の猶予期間が設けられておりまして、令和6年5月31日までは、これまでどおり製造することが可能でございましたけれども、令和6年6月1日以降は、営業許可を取得していなければ製造、販売できなくなっております。

法律の所管につきましては、安全衛生課でございまして、各保健所において、営業許可に係る指導や手続が行われているところでございます。

事業者には農業者も含まれておりまして、小規模であったり、高齢であるため、事業の継続が困難な場合も考えられましたので、令和5年11月時点で、直売所に漬物を出品している農業者に対しまして、今後の事業を継続する意向の確認を実施させていただいたところでございます。

その結果、約4割の農業者は事業継続の意向を示し、5割の方は製造販売をしないとの意向が示されているところでございます。

梶原委員

5割が廃業されたということで、本県の農産品の加工品が、道の駅等でも主力の商品になりますので、非常に大きな問題ではないかなと思います。高齢化もそうですけれども、営業許可を得るための改修費用も大きな負担となります。

薄利多売で一生懸命、御商売されている方も多いので、県ならではの伝統の味を継承していくというのは非常に重要なことだと思いますし、県の経済にも少なからず影響があるのではないかなと思います。

県としても、設備改修を、補助制度などを設けて、しっかりとサポート体制を構築すべきだと思っております。

今後は漬物、製造業にかかわらず、道の駅の主力商品となっておりますので、県としてもしっかりとサポートすべきでないのかなと考えますけれども、その辺の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま、梶原委員より、県のサポートにつきまして御質問を頂戴いたしました。

梶原委員がおっしゃるとおり、県では法改正の状況を踏まえまして、漬物製造業を営む農業者に対して、県のホームページや6次産業化事業者への講習会、また直売所などを通じまして、食中毒のリスクなどを踏まえた食の安全を守るために必要な改正である旨や、制度の見直し内容の周知を図りました。

それと、事業者の施設、設備の状況により、対応はケースバイケースになってくることで、専門知識を有する保健所への相談も勧めまして、保健所より必要な施設、設備についての助言を行うなど、適切な対応に努めてきたと思っております。

一方、梶原委員がおっしゃるとおり、補助金などの支援につきましては、県内の市町村では、阿波市や吉野川市、つるぎ町など、漬物製造施設整備等へ補助金による支援を行っている聞いております。

県におきましても、県補助事業におきまして、農業者が3戸以上で組織するなどの要件を満たせば、漬物製造施設等の施設整備が可能となっております。制度見直しの周知と併せて、案内もさせていただいております。

今後も、農業者への漬物製造をはじめとする6次産業化支援のために、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。

今、県の補助事業においては、受益するところが3戸以上でなければならないという要件があるとお聞きしましたが、補助制度を設けている阿波市とか吉野川市、つるぎ町においては、そうした3戸以上でないと申請できないという縛りはないと思うのです。

ですので、非常に使いづらい制度だと思いますので、これは県としてしっかり支援ができるように、この辺の要綱の見直しとかやっていかないといけないのではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、県の農林水産部の補助事業につきまして、使い勝手の点で御質問を頂いております。

県の補助事業なのですが、農山漁村未来創造事業と申しまして、地域の農林水産業の持続的な発展と、また農山漁村の活力創出を一層進めるために、農林水産業者が組織します団体等に対しまして、それに関するような機械であるとか、施設の導入を支援するという事業になってございます。

事業メニューといたしましては、地域の課題解決に向けた発想と提案に基づきます、徳島ならではのモデルとなるような、先駆的な取組を支援します企画提案型であるとか、あるいは県の食料農林水産業農山漁村基本計画に掲げております、もうかる農林水産業を実現するための基本戦略、こちらに位置付けられるような取組を支援する政策推進型などの事業で構成しております。

要件の部分なのですが、事業実施主体の要件としては、原則としては農業者3戸以上としておりますが、企画提案型におきましては、5名以上の農業に従事する正社員の方を雇用するような農業法人であったり、あるいは地域内に3戸以上の受益が見込めない場合でも、市町村長が推薦する認定農業者であるとか、あるいは人・農地プラン等に位置付けられております地域の中心経営体などにつきましては、こうした要件を満たすこととしております。

今後も漬物業者、漬物製造業を営みます農業者を含めまして、多くの農業者の方に、本

事業を活用していただけるように、引き続き周知を図っていきたいと思っております。

梶原委員

分かりました。

補助があつて非常に助かったという声も多くありますので、他県でも、例えば高知県だと日曜市で漬物販売が多く行われておりまして、高知県では市町村と補助を案分する補助制度を設けました。

また、いぶりがっこで有名な秋田県もそうございまして、これは全国的に大きな問題になっていますので、今後、しっかり、徳島県も検討をしていただければと思います。

先ほどの御答弁で、農業法人とか、5人以上というくくりがあるのは分かりますけれども、漬物製造業者さんというのは個人で、おばあちゃんが細々とやられているようなところが多いので、実態にそぐわないのかなと。

ですので、実態に沿ったサポートができるように考えていくべきではないのかと思いますので、この点よろしく願いいたします。

冒頭で申し上げましたけれども、NHKのニュースでも大きく、トップで取り上げていました。

そこでは、神山の道の駅で漬物販売をされている方で、辞める方が相次いでいる、冷蔵庫も漬物でいっぱいだったのだけれども、今は空きが多い状態で困っていると。また、5月までに、17人の製造販売業者がいたけれども、6月の時点では、4人しかいないと。また、県内の漬物製造販売業者の数が、6月25日時点では119軒、3年前に届出があつたのが1,160軒なので、10分の1になったというのですよ。本当に、すごい影響です。

私が、そのニュース番組を聞いていて、一番胸に残ったのは、漬物を販売されていた御婦人が、しみじみと語っていたインタビューですけれども、販売業が私の生きがいであり、希望であつた、喜んでくれることは私の生きる力になっていた、これからさみしいと、こういうお話がありまして、本当にこういう声を見逃してはいけないと思いました。

また、あいさい広場の店長さんにもインタビューをされておりまして、伝統の味の継承ができるように、販売をしていただいた方に講習会を開いてもらって、レシピを保存して、生産者のノウハウを残していける取組を行いたいという話もありました。

このように、現場で悲喜こもごもの話がありまして、県内でも多くの製造業者さん、販売業者さんが嘆いておられると思いますので、そしてまた、これもニュースの中で言っていたのですが、今後ちりめん、ちくわ、めんたいこ、そば米、これも製造販売に許可が必要になるということで、影響がどんどん広がっていくのかなと思っております。

経過措置が過ぎて、廃業された方もおられるのですけれども、事業を再開したいという意向がある方も、これからも出てくるかもわかりませんので、負担を少しでも減らすために、また先ほど申し上げました高齢者の生きがいを奪わないように、県としてもしっかりサポートしていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ターンテーブルについてお伺いをさせていただきます。

コロナ禍でも、本当に大変な状況の中で頑張っていたいただいて、ようやく収支も黒字化がされてきたということで、ひとまずは良かったなと思っております。

その上で、基本的な点をお伺いさせていただきますけれども、東急との年間の賃貸料が

4,600万円、月額で380万円、かなりの金額だと思うのですが、今後の契約更新がいつになるのか、契約更新についての現時点での考えと、改めて総面積と、一棟の、それと坪単価というのが幾らになるのか、教えていただければと思います。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま、梶原委員より、ターンテーブルにつきまして御質問を頂戴いたしました。

まず、面積の方から申し上げますと、総面積につきましては261坪、坪の単価は1万4,751円になっております。

今後の契約についての考え方ではございますが、梶原委員のお話のとおり、賃借料4,600万円のうち1,600万円につきましては、株式会社ターンテーブルから賃料として頂戴しているところでございます。

現契約につきましては、令和4年度から令和8年度までの、5年間の長期継続契約を締結しているところでございます。

契約上、期間満了の1年前までに、契約期間終了後の方向性について申入れを行う必要というのがございます。

契約更新につきましては、あらゆる選択肢を念頭に置きまして、運営に支障がないよう適切なスケジュール感を持って、方向性の検討を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。

それと、この収支を見ますと、令和5年度の人件費ですね、これが一挙に高騰しているということで、経営を圧迫しているようでございますので、今後どのように改善を図っていくのか、教えてください。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま、梶原委員より、人件費について御質問を頂戴いたしました。

梶原委員がおっしゃるとおり、令和5年度の人件費、一般管理費につきましては、対前年度比で414%となります2億1,262万円となっております、令和4年度から1億6,127万3,000円の増加をしております。

人件費、一般管理費のうち、最も大きく増加しておりますのは人件費になっておるところでございます。

これにつきましては、コロナ禍の需要に併せて縮小しておりました人員体制を、需要回復に伴い増員いたしましたことによる人員の増と、最低賃金の値上げや人手不足の中、必要な人員を確保するため、人件費単価が上昇したことによるものでございまして、ターンテーブルのスタッフは県出身者を中心に、本県の魅力をしっかり伝えるために必要な、適正な人員を配置していただいていると判断しております。

今後も、本県の魅力発信機能を維持向上させつつ、民間の知恵と工夫により、経費の削減にも努めていただきながら、より効率的なアンテナショップ運営を行ってまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。

坪単価については、相場と比較しても大体妥当な規模なのかなと思いますけれども、令和8年まで契約期間が残されており、ここまで頑張っていただきましたので、あと2年間、しっかりとサポートしていただいて、より良い方向に行くように、東急さんにも遠慮なく、様々なことを要求してもいいと思います。しっかりターンテーブルを守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県内の農泊事業について、伺いたいします。今回、補正予算の新規の事業で、にし阿波農泊受入環境整備事業というのが出ておりますけれども、この農泊事業、現在の県内の事業者数と、農泊での宿泊者の実績数、また体験者の感想等がありましたら、教えていただければと思います。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、梶原委員より、県内の農泊の状況や体験者の感想についての御質問がありました。

農泊については、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな森林資源を活用した食事や体験等を楽しむ、農山漁村滞在型旅行のことです。

この農林漁業体験、農村交流、宿泊の拠点となる農林漁家民宿は、都市と農山漁村との人々の交流拠点として、また農家の新たな収入確保の一つとして、重要な役割が期待されているところでございます。

県においては、平成20年度に農林漁業者の方が小規模な施設でも比較的簡易に開業できるよう、農林漁業者が営み、宿泊者に農林漁業体験を提供し、客室の延べ床面積が33㎡未満、定員が10名未満の小規模な民宿を、とくしま農林漁家民宿として、開業手続の簡素化を図れる制度を創設し、これまで普及拡大に努めてまいりました。

現在、県内各地域で68軒のとくしま農林漁家民宿が営業しており、県では県下の農林漁家民宿の特徴や体験メニューなどを記載したガイドブックを作成し、魅力発信を行っているところでございます。

利用実績につきましては、令和5年5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、国内外の旅行需要が回復したことなどによりまして、令和5年度のとくしま農林漁家民宿への宿泊者数は、コロナ前の宿泊者数が最も高かった令和元年度に比べまして、25%増の5,998名となっております。

また、そのうち外国人宿泊者数は、令和元年度に比べ48%増の1,760名と、いずれも過去最高を更新したところであります。

また、体験者の感想については、農家民宿を営んでいる方に聞き取ったところ、大都市圏からの方については、自然の中で農業体験など、都会ではできない体験であり有意義であったということを伺っております。

また、インバウンドで来られた方については、日本文化や美しい自然に触れることができて、とてもよかったなどという意見を頂戴しております。

梶原委員

分かりました。

68軒で、令和5年が6,000名近い方が宿泊されているという、非常に面白い取組だと思います。

今後、漁村泊とかもやっている所もあるみたいですので、徳島も釣り、マリンレジャーのメッカですので、漁業や釣りの体験とか、県南とか鳴門とかでも、展開していけるのではないかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、梶原委員より、農泊をより一層推進するため、どのような取組を行っていくのかという御質問を頂きました。

とくしま農林漁家民宿への宿泊者数が過去最高を更新するなど、県内外の旅行需要が旺盛であることから、旅行需要の呼び込みを促進する必要があります。

県では、とくしま農林漁家民宿及び周辺農山漁村地域の魅力を県内外に向けて効率的に発信し、誘客を促進するため、今年度、とくしま農林漁家民宿魅力向上事業を実施することとさせていただいております。

具体的には、受入体制の強化に向けまして、とくしま農林漁家民宿のスキルアップを図るため、キャッシュレス決済やインバウンド対応等を学ぶセミナーの開催、開業を検討している事業者を対象といたしました制度や開業手順、県内の事例を学ぶ説明会の開催、既に経営されている経営者間の交流による連携強化等に取り組むこととしております。

また、とくしま農林漁家民宿を中心とした農泊の魅力を発信するため、本県の農泊を基本とした現地での食事や体験、観光を存分に楽しめるおすすめルートを紹介する、とくしま農泊おすすめムービーを作成いたします。

これに加え、関西からの誘客を図るため、引き続き本県が参画している関西広域連合と連携し、スタンプラリーの開催や関係者が一斉に集う意見交換の交流会などを実施することにより、県内以外での需要喚起に取り組んでまいります。

これらの取組によりまして、とくしま農林漁家民宿の開業数や、宿泊者数の増加につなげ、農山漁村地域の関係人口拡大や地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

分かりました。

ほかの地域でも展開できる見込みがあるのであれば、面白い事業ですので展開していただきたいと思います。

特に、にし阿波については傾斜地農耕システムというのが世界農業遺産になっていますので、これをもっと、どんどん全国に発信していただいたら、もっと体験者数が増えるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは次に、東環状高架下の土地活用についてお伺いいたします。

令和3年の2月議会で、徳島環状線の高架下の有効活用を図るべきという一般質問をさせていただきましたところ、高架下活用計画の策定を進めて有効活用を図っていくという御答弁を頂きました。

その後、実証実験を行ったということを聞いていますけれども、その内容と近隣の方からどのような御意見、御要望等があったのか、その辺を教えてくださいと思います。

杉本高規格道路課長

ただいま、梶原委員から、徳島環状線の高架下の有効活用についての御質問を頂きました。

県におきましては、市内の交通渋滞解消のために整備を進めております徳島環状線末広住吉高架橋、仮称ではございますが、1.4kmの区間の高架下空間の有効活用の検討を進めてまいりまして、その答弁の後、地域の方々と共に実証実験を進めてまいったところでございます。

令和3年度以降には、実証実験としまして、まずは渋滞緩和策の一つでありますパーク・アンド・サイクルライドを6か月間実施いたしました。

その後、更なる活用策を検討するために、徳島市や地元関係者など、地域で活躍する若者に参加していただきましたタスクフォース会議を開催させていただきまして、その中で御提案を頂きましたBMXやスケートボード、こういったものの体験会、また阿波おどりの練習、キッチンカーなどの出店等々、にぎわいを創出する目的のイベントを実証実験として行わせていただきまして、活用策の課題を検証してまいったところでございます。

その際に、いろいろな関係者の方々、参加者の皆様方、地域の方々から御意見、アンケートを頂きまして、その内容としましては、代表的なところを言いますと、まずは高架下ということで屋根があることから雨天の心配がないのが、これが非常にいいと。また、いろいろな使い方をすることによって、にぎわいにつながる方がいいという意見を頂いた一方で、高架下で、上に屋根があることで、音が響くということがございます。騒音に対する十分な対策を検討してほしいというような声を頂きました。

これらを高架下活用計画、また利用要領に反映させて進めさせていただいたところでございます。

梶原委員

分かりました。

今後は、更なる利用促進に向けた取組を、どのように図っていくのか、その辺を教えてくださいと思います。

杉本高規格道路課長

これまで利用の募集を始めさせていただいて以降、まずは現在、利用が可能となっております城東交差点から徳島市エコステーション前交差点、この間が230mほどございます。この下で7区画部分を、イベントやマルシェなどの開催ができる広場としまして、令和5年10月から利用募集をさせていただいているところでございます。

その利用の促進に向けまして、取り組んでいるものについてでございます。まずは、230m区間が全体の高架橋工事の一部分、先行利用でございますことや、また高架下の利用については本県では初の取組であることから、県民の皆様方への周知が、まだまだ必要だということを認識しております。

ですので、まず利用開始から今年度末まで、令和7年3月までを試行的期間と捉えまして、高架下利用の利用料につきましては、全額免除とさせていただいているところでございます。

また、高架下の利用申請に当たりまして、利用者からの申請手続きをしていただく必要がございますけれども、この面で徳島県では道路の占有管理システムをオンライン化しております。

この中で、システムを活用していただいて利用申請をしていただくことによりまして、県民の皆様の負担軽減を図り、県民の皆様の利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

梶原委員

分かりました。

結構、広大な土地が生まれてくると思うのです。ですので、若い人を中心に、しっかりと有効活用を図っていただきたいと思います。

私もテニスをするので、あそこで壁打ちができたらいいなと思うのですが、騒音がバコバコいい、難しい部分もありますので、近隣の住民の方の御意見をしっかり聞いて進めていただければと思います。

申請も負担が掛からないように、取り組んでいただけるということですので、更に簡単に申請ができるようシステムの改善をしていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、移住施策の推進について1点だけ伺いたします。

2022年までの移住者数の目標については、前知事時代の総合計画においては1,800人という目標が出ておりましたが、その目標が達成できたのかどうか、その結果と、それと昨年、2024年から2028年までの新未来創生総合計画には、この目標人数が示されていないのですが、この理由について教えていただければと思います。

小山移住交流室長

ただいま、梶原委員から、移住者数の目標についての御質問を頂きました。

従前の総合計画におきましては、2022年度に1,800人の移住者数という目標を定めまして、目標達成に向けて各種の移住施策の推進に積極的に取り組んでまいりました結果、2022年度の移住者数は2,919人となりまして、目標値を大幅に上回り達成することができたところです。

また、先般公表いたしました2023年度の移住者数につきましても3,246人と過去最多を更新しまして、着実に増加をしているところでございます。

一方で、東京、大阪圏への転出超過の影響もありまして、転入と転出との差でございまず社会動態につきましては、減少傾向を維持しておりまして、人材確保、地域の活力の維持が課題となっているところでございます。

このため、新未来創生総合計画におきましては、移住者数も含めて地域の活力の創出に寄与する社会動態の改善に主眼を置きまして、2030年度における転入転出の均衡を目指しまして、転入超過者数を現在、2023年実績でマイナス1,550人あるのですが、それ

を2028年度にマイナス500人まで縮小するという数値目標を掲げまして、人材確保対策はもとより、持続可能な地域づくりに向けまして全庁を挙げて取り組むこととしたところでございます。

梶原委員

分かりました。

今お聞きしましたら、2022年が2,911人で、23年が3,246人ということで、意外なという失礼なのかも分からないのですけれども、かなり頑張られているなと思いました。

今後は、転入超過者数を2028年にマイナス500人を目指すということですので、是非達成していただきたい。

この移住者数についても2022年、2023年と非常にいい成果が出ていますので、これも更に今後、力を入れて取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

立川委員

私からは、新幹線について伺いさせていただきたいと思いますが、まず四国の新幹線の話をする前に、伝達をしておきたいのですけれども、そもそも今から約50年前の1973年に全国新幹線鉄道整備法というのがあって、その基本計画の中で日本中の新幹線の計画が進められていくわけですが、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画というのがあって、そこに各路線名の起点と終点が定められております。

その中で岡山―高知、いわゆる縦軸ですね、これが四国横断新幹線という名前で、いわゆる岡山ルートで、もう一つが大阪を起点にして徳島―高松―松山―大分と、いわゆる横軸なのですが、これの名前が四国新幹線、いわゆる紀淡ルートというものですけれども、現在言われているのが、この二つの構想の一部分を組み合わせた現在の岡山ルート案です。

これは前置きで言っておきたいのですけれども、これまでの県議会の議論で、この横軸、紀淡ルート中心にしてきたわけでありましたが、知事が昨年替わったことによりまして、現在は二つを組み合わせた現岡山ルートを推進されているのですけれども、このことについて県の認識を教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま、立川委員より、四国新幹線のルートについての御質問を頂いております。

先ほど、立川委員から御案内がありましたとおり、四国における新幹線ルートにつきましては、昭和48年の大臣告示で、大阪市を起点に徳島市付近、高松市付近、松山市付近を経由し、大分市を終点とする四国新幹線、いわゆる紀淡ルート、これと岡山市を起点に高知市を終点とします四国横断新幹線、この2ルートが基本計画路線として位置付けられております。

四国における新幹線は、両ルート共に整備されるべきものと認識しておりますが、本県におきましては四国横断新幹線のルートに四国新幹線の一部を加えた、いわゆる岡山ルートが、四国4県が一致できまして、早期の整備が可能でありますことから、まずは岡山ルートで打開策を見いだしまして、四国4県がまとまることで四国における新幹線整備、

これの早期実現を目指していきたいと、このように考えております。

立川委員

両ルートを整備すべきだということで、改めて聞きますけれど、今県が推進している、知事がおっしゃっていることで、現在の岡山ルート案を進めた場合に、紀淡ルートはなくなるのではないかという心配もあるのですが、そこはどのようなのでしょうか。

橋本交通政策課長

立川委員より、紀淡ルートがなくなるのではないかという御質問を頂いたところでございます。

先ほどの答弁にも、重なるところがございますけれども、基本計画路線に位置付けされますこの2ルート、いずれも整備されるべきものと考えております。

本県におきましては、まずはというところで岡山ルート、これで四国の新幹線整備の早期実現を目指していきたいというところでございますけれども、立川委員の御質問の紀淡ルートにつきましても東海から関西、紀淡海峡、四国、九州へとつながります、新たな国土軸を形成するルートでございますので、引き続き高速道路や新幹線の整備充実を求める関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会や関西広域連合などと連携した取組を行ってまいりたいと、このように考えております。

立川委員

分かりました。

今、こういった四国の新幹線の実現につながります署名に御協力くださいと、この署名活動が四国新幹線整備促進期成会を中心に行われておるのですが、長きにわたって紀淡ルートを県としては中心とし、議論してきた。このことについて県民の皆さんも認識しておられる。方向転換してからまだ1年少々というところで、正直この署名が回ってきても県民の方からこれに協力してもいいのかというような、心配というか戸惑われているようなお声もお聞きします。

実際、こういう署名活動をするのであれば、岡山ルートのメリットが何なのか、なおさら県民の方に分かってもらわないといけないと思うのですが、徳島県のメリットは一体何なのかというのを具体的に教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま、立川委員から岡山ルートのメリットについて御質問いただいております。

いわゆる岡山ルートにつきましては、平成26年3月の四国の鉄道高速化検討準備会が実施しました基礎調査におきまして、費用面いわゆるB/Cこれが投資判断の目安になる1を越える結果となっております、この岡山ルートの本県にとっての整備メリットとしましては、一つは四国4県が一致して早期の新幹線整備を目指しているということがございます。

また、移動時間につきましては現状、在来線によりますと松山まで3時間半、高知まで3時間掛かるのに対して、新幹線が整備されますと四国4県の県庁所在地、これが約1時

間で結ばれまして、四国内での転勤、進学の場合にも自宅からの通勤通学といったものが可能となるほか、関西圏への移動時間につきましても、岡山を經由して約1時間半程度となるなど、交流圏の大幅な拡大が期待できるものとなってございます。

また、観光面につきましても、四国への国内外からの新たな動線確保による、インバウンドの誘致促進でありますとか、産業面におきましても新たな企業立地の促進、地域経済の活性化にも寄与するものと考えてございます。

また、本年1月に甚大な被害が発生しました能登半島地震、これにおきましても、北陸新幹線は地震の影響を受けながらも翌日には運転を再開できるといったところで、災害に強い地域づくりという観点からも重要な社会インフラであると考えておりまして、こうした点も新幹線整備のメリットであると、このように考えております。

立川委員

分かりました。

次なのですが、現在の岡山ルート、この署名活動には概算事業費1.5兆円となっておりますのですが、実際に現岡山ルートをやった場合に掛かる地元負担というのは、幾らぐらいになるのですか。

橋本交通政策課長

新幹線整備の岡山ルート、これの地元負担ということで御質問いただいております。

先ほど立川委員から御紹介がありましたように、四国の鉄道高速化検討準備会が平成26年に実施しました基礎調査結果によりますと、この岡山ルートの概算事業費は総額で1兆5,700億円と想定されてございます。

整備新幹線の整備資金では、鉄道運輸機構が新幹線の施設を建設、保有しまして、JRが鉄道運輸機構から新幹線施設を借り受けて運行することとなっております。

新幹線整備の建設費につきましては、JRが運輸機構に支払う貸付事業収入をまず充てた後に、残りの額の3分の2を国、3分の1を地元自治体が負担することとなっております。この地元負担につきましては国からの交付税措置がございますので、実質の地元負担は12%から18%程度になるとしております。

なお、四国新幹線の具体的な地元負担、これにつきましては現時点においては、国の建設費をはじめとする法定調査、これがまだ行われていない段階でありますので、現時点で具体的な数字はないという状況でございます。

立川委員

分かりました。

最後に、また最初の質問とかぶる部分があると思いますが、改めてになるのですが、我々県議会としては、紀淡ルートでこれまでやってきたし、議会としてその方針を変えたというような認識は、私はまだないのですけれども、そういう中で、今回の現岡山ルートに関しては議会に何も諮られていないという認識で私はおります。

議会に何も諮らずに岡山ルート案を徳島県の案としたことについて、問題はなかったのか、認識を教えてください。

橋本交通政策課長

立川委員より、このルートに対する認識ということで御質問を頂いております。

答弁が重なるところがございますけれども、基本計画路線に位置付けられる2ルート共に整備されるべきものと考えておりまして、本県におきましては、まずは岡山ルートで打開策を見いだして四国において新幹線を早急に実現したいというところで、まず岡山ルートということで推進してございます。

立川委員から御質問のあった紀淡ルートにつきましても第二国土軸を形成する重要なルートでございますので、引き続き、関係自治体等々と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

立川委員

分かりました。

岡山ルートにもメリットがあるということは理解もしますが、徳島県にとって紀淡ルートがどれぐらいのメリットがあるかということも県民の方にしっかり分かっていただいた上で、こういう署名活動もしていただければならないと思いますので、この辺は一つ認識をしておいていただきたいとお願いをして、終わります。

岡田委員

まず、はじめに経済産業部企業支援課にお聞きします。創業支援についてです。雇用の創出と個人起業のための創業支援について、昨年6月議会の経済委員会に引き続き、今年の2月議会の地方創生対策特別委員会で、現在支援を実施されております業種や個人起業・創業支援についてお聞きしました。

その御答弁では、県におきましては今後ともスタートアップの各ステージに応じて様々な業種の個人や法人の方々に対する起業・創業支援を行ってまいりますとのことでした。

その委員会で提案させていただきました。それは県の取組として、徳島を盛り上げたいとの思いを持っているやる気のあるカフェ起業・創業希望者を募集し、期間限定で試験的に県庁舎内で営業いただくことも起業・創業支援の一つだと思うからです。

その際には、具体的に県庁11階の食堂西側の、以前喫茶コーナーであったスペースの活用を期待したいと申し上げたところでしたが、先般の総務委員会において、管財課から現在、県庁1階玄関ホール等のリニューアルと、それに向けた活用方法について検討を進められているとお聞きしました。

2月議会においては、庁舎を活用した起業家支援について関係課と共に研究してまいりたいとのことでしたが、企業支援課はこうした情報について管財課と共有できているのでしょうか。

鳥海企業支援課長

ただいま、岡田委員から、取組が進んでおります県庁1階玄関ホール等のリニューアルと、それに向けた活用方法について、関係課と情報共有できているかという御質問を頂きました。

現在、管財課が進めております県民に開かれた、来庁者や職員にとって快適な県庁の実現に向けた、県庁1階の玄関ホール、また県民ホール、県庁ふれあいセンターのリニューアルとその活用方法につきましては、県庁の若手職員による検討会が3回にわたり開催されまして、そこでの意見といたしまして、徳島をPRできる展示、また企業情報をはじめとする効果的な情報発信、またイベントや企業のスタートアップの場としての活用といった様々な意見が出たと聞いているところでございます。

岡田委員

玄関ホール、県民ホール、県庁ふれあいセンターは、職員のみならず県庁を訪れる県民が行き交う県庁の顔とも言える場所で、来庁される幅広い年齢の方に製品やサービスを知っていただく大きなチャンスにつながりますので、リニューアルされた県庁1階で、コーヒーがデリバリーやテイクアウトで提供できると非常に良いと思います。

県庁を訪れた方からの要望として、待ち合わせで座って待っている時や、ちょっと休憩をしてコーヒーを飲みたいと思っても、現在は場所もコーヒーの提供者もないとのことですので、是非、県庁1階を起業・創業者のスタートアップ活躍の場として利用していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

鳥海企業支援課長

ただいま、リニューアルされる県庁1階を起業・創業者のスタートアップ活躍の場として利用していただきたいという御提案を頂いたところでございます。

岡田委員のお話のとおり、県民ホールをはじめとした1階スペースにつきましては、県庁を訪れる県民が行き交う、県庁の顔ともいえる場所であると考えております。

そういった場所におきまして、起業を志す方や、起業後間もない方などに、事業のテストや、販路開拓拡大に向けた機会を提供するということは、スタートアップ支援といたしまして、非常に有意義なことであると考えているところでございます。

また、その一方で、県庁舎内での事業活動につきましては、平日の開庁時間内といった限られた時間内の営業となることや、カフェを含む物販ですとか、その他のサービスの提供など、幅広い起業家の支援に向けた企業の選定方法等といった様々な課題もあると認識しております。

今後は、管財課をはじめまして、関係課と密に連携を取りながら、県庁1階のリニューアルの状況や活用方法などを注視するとともに、起業家が期待する来客数や売上げの実現に向けました効果的な営業形態や、公平性のある企業の選定方法等につきまして、関係機関と検討してまいりたいと考えているところでございます。

岡田委員

今後の新たな取組に期待したいと思います。

地域活性化は県庁から、をスローガンに企業支援課においても、きめ細やかな起業家支援を行っていただき、元気な徳島にしようではありませんか。

質疑を続けます。次に、生活環境部労働雇用政策課にお聞きします。

県の重要な施策である徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」につい

てです。

昨年の6月議会の地方創生対策特別委員会で、徳島の魅力や特徴を発信する移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」のコンテンツの中に、移住したい市町村の比較検索ができるコーナーを追加してもらうことについて要望いたしました。6月の答弁では、検討しますとのことでした。

昨年9月議会の本委員会では、その進捗状況について尋ねたところ、現在これから検討しようとしております、移住支援制度の一覧表につきましては、市町村比較ができることが重要なので、一目瞭然に市町村比較ができるよう内容を工夫してまいりたいとの答弁でした。

毎回お聞きするのも何だと思い、委員会の質疑を1回空けて本年2月の同委員会で、お願いしてから半年がたちますが、こういった進捗が見られますかとお聞きしました。

御答弁ではポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」において、移住希望者の関心が高い移住支援制度を市町村別に比較できる一覧表を掲載する予定とのことでしたので、その後の進捗をお聞きします。

小山移住交流室長

ただいま、岡田委員から、移住交流ポータルサイトの改善についての御質問を頂きました。

昨年度、地方創生特別委員会で、岡田委員からの指摘も踏まえまして、市町村はもとより、移住相談対応を行っている移住コンシェルジュの御意見もお聞きをした上で、徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」に移住希望者の関心が高い移住支援制度につきまして、市町村別に比較できる一覧表を本年3月に掲載をさせていただいたところ です。

具体的には、同サイト内の移住支援のページに市町村の支援制度を移住定住、子育て、起業の3分野に分けまして一覧表を掲載しておりまして、例えば移住定住では、住宅の取得であるとか、リフォームであるとか、空き家など、項目ごとに比較が可能な形で掲載をさせていただいております。

岡田委員

ほぼ1年がかりでしたが、移住者が一番知りたい情報としての移住支援制度が市町村別に比較できる一覧表をまとめていただき、ありがとうございます。一目瞭然に比較することができて、とても便利だと思います。

今回の取組について、サイトを見させていただき、気付いたことがありますので、1点だけ要望したいと思います。

せっかく作っていただいた支援制度の市町村比較ページですが、内容にたどり着くのにポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」のヘッドページから4回クリックしないと見ることができませんでした。

まずは、県のホームページのヘッドページ「住んでみんなで徳島で！」のロゴマークをクリック、次に左側にある移住支援についてをクリック、その次に徳島の移住支援のページの一番下の支援制度はこちらからをクリック、そうするとやっと、各分野別移住支援の内

容、移住定住に関する支援制度、子育てに関する支援制度、起業に関する支援制度が出てきます。そして、それぞれクリックしないと比較一覧表は見ることはできません。

昨年、県のホームページの奥の奥の奥にあった移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」をトップページに持ってきてもらったことを思い出します。

せっかく1年の年月を通じて苦労されて作られた市町村支援制度の比較表です。そして、移住希望者が一番に知りたい情報です。

是非とも、移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」のトップに持ってきていただきたいと思います。いかがでしょうか。

小山移住交流室長

ただいま、岡田委員から、移住交流ポータルサイトの更なる改善についての御提案を頂きました。

この移住交流ポータルサイトにつきましては、情報発信の更なる強化を図りまして、新しい人の流れづくりを加速するということで、令和5年3月1日に、これまで別々に運用してまいりました移住交流、若者回帰、そして関係人口の三つのサイトを統合する形で現在の新たな「住んでみんなで徳島で！」のポータルサイトを開設させていただいたものでございます。

このサイトにおきましては、移住支援の情報のみならず、若者のふるさと回帰を促進する若者目線での記事をはじめ、独自性のあるコンテンツも盛り込みまして、本県への移住や定住につながる情報を一元的に発信させていただいているところです。

一方で、移住者のニーズも多様化しておりまして、発信内容は常に見直しを行っていく必要があります。ポータルサイトの在り方もユーザーのニーズに応じて、見やすいデザインなど、バージョンアップを図っていく必要があると考えております。

このため、今年度実施いたしますデジタルマーケティングによる分析結果なども踏まえまして、移住希望者にとって興味、関心の高い情報や、必要となる情報の探しやすさ、デザイン性、またコストなども勘案しながら、更なる利便性向上に創意工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

岡田委員

説明ありがとうございます。

どうも、いろいろ研究してやってくれそうなので、是非とも、よろしくお願いします。

仁木委員

まずはじめに、立川委員さんがおっしゃいました新幹線の件です。

先ほど立川委員がおっしゃったのは、いわゆる横軸の部分で紀淡ルートでいかないかという方向性を、議会と行政が一致してやってきた中で、行政側から一方的に縦軸を複合的にしたみたいな感じでやられて、その上答弁で、どう思っているのかと聞いたら、答弁は、両方を見込んでやっていて、片方も大事ですから、それも進めていきますというので終わらせているけれど、そんなので我々に署名しろと言われても署名できません。

どう思っているのかという質問を、先ほどされたのでしょうか。まずどう思っているかを

言ってもらわなかったら、整理できないわけです。

我々も早期に実現してほしい思いはすごくあるから、県民だってやるのだったら早くしてほしいと、ホールの問題と同じですよ、してほしいと思っている。

我々だって協力をしたいのです。だから署名だって僕は書こうと思っていたわけです。会派でも署名に協力しようかという話でいっていたけれど、どう思っているのかと議会が聞いているのに、どう思っているかちゃんと答えてくれなかったら、書けなくなりますよ、気持ち的に。

逆だったらどう思いますかということも含めてですけど、そこら辺をもう1回、教えてくださいませんか。どう思っているのですか。

橋本交通政策課長

仁木委員より、四国新幹線についての御質問を頂いたところでございます。

四国新幹線につきましては、昨年度の6月県議会及び9月県議会の本会議や県土整備委員会におきましても、岡山ルートについての在り方でありましたり、取組方針といったことについて御論議を頂いたところでございます。

昨年度実施しました経済団体との意見交換会、それから今、お願いしております署名活動、これのお願いに参った際には、当然議会からの御意見も頂いているのは承知してございます。

四国新幹線の早期実現を目指すためには、こういった様々な御意見に耳を傾けて、県議会をはじめ経済界、地方自治体、そして県民の皆様には四国新幹線の考え方について御理解を頂いて、この取組を応援していただくことが何よりも重要と考えておりますので、そういったところで皆様方の御理解を得られるように、しっかりと機運醸成とか情報発信に取り組んで、早期実現につなげてまいりたいと、このように考えております。

仁木委員

答弁になっていないと委員さんも言っています。

議会に対して、どう思っているのですかという話をしているのです。岡山ルートで変更したという方向で、ほかの県の知事さんだってやっているわけです。

蚊帳の外にいて取り残されているのは我々議会だけですか。議会が言っていることがおかしいのかという話になってくるわけです。

それで協力してくれと言われても、まず一旦ここでどう整理するかという話なのです。議会に対して一緒にやろうと言って、これまで理事者だってやってきたのでしょう。リダンダンシー、横軸をしなければ、第二国土軸と、関西広域連合でも我々は言っていますよ。私も言ってきました。それを一方的に変更されたら我々は思うわけなのです。逆だったらどう思いますか。そう思いませんか。

だから、その部分について、二代表制の一翼の議会に対して、勝手に変えていったということについて、どう思っているのかということを書いてもらわなかったら、我々も協力をしたいと思っているのに、整理がつかないのです。

それはどうですか、答えになっていないので。

橋本交通政策課長

四国新幹線についての御質問を頂いております。

四国新幹線、従来地理的にも近い、経済的にも結び付きの近い、いわゆる紀淡ルートの方を推進していく中で、昨年度、議会でも御議論を頂く中で、まずは岡山ルートということでさせていただいておるところでございます。

四国における新幹線の早期実現を目指していきたいと考えておりまして、まずはというところで岡山ルートを推進していくこととさせていただいております。

先ほどの立川委員へ御答弁させていただきましたように、当然紀淡ルートも重要なルートでございますので、引き続き関係自治体と一緒にあって連携した取組を進めていきたいということで、御理解を頂ければと思っております。

岡本委員

すみません、今日は発言する予定はなかったのですが、新幹線のことは答弁が大分違うと思います。

分かりやすく言うと、最初から、ずっと議会は東京の会には行っていません。新幹線の会は、たまたま経済団体と四国4県の国会議員が、ずっと来て会をやっていました。

徳島の国会議員で後藤田先生以外は、その会では、その議論になったら途中から消える、反対だから。それが、正しい今までの会議です。

紀淡ルートと岡山ルートと、両方で話をしていますから、先ほどから、まずはというのは懐かしい言葉で、まずは可動堰^{せき}以外のあらゆる方法、というのを思い出したのですが、まずはという言葉の使い方は難しいのです。

議員の立場は、仁木委員や立川委員が言っていることで、寺井委員もみんな変わっていません。

ただ、第二国土軸というのは議員連盟があったのです。あったのだけれど、そんなことがあって、今はないのです。作ったほうが私はいいと思うのですけれどね。

もう一回言うけれど、新幹線の会では紀淡ルートと言っていますよ、もっと言うと、先に紀淡ルートを言っていますよ。

なぜ知事が岡山ルートとなったかという話なのですが、もう1回言うけれど県議会議員は誰も言っていない。経済団体と国会議員、そこでは正直、岡山ルート論が強かったというか、経済界の会議では岡山ルートが強かった、そのとおりなのです。

関西広域連合に関係するのだけれど、知事が北陸新幹線のことを見て、岡山ルートという話になったのですよ、だから知事が言っているから岡山ルートなのですよ。

議会は何も、まだ岡山ルートになっていない、それは合っていると思うのですよ。もう一つ大事なのは、関西広域連合で、敦賀まで来たときに、新大阪まで北陸新幹線をお願いしますと、その時は、僕はたまたま議長で、東京でその話を全部したものですから、よく覚えているのだけれど、実は、関西経済界は新大阪まで来るのであったら、関空まで行って、紀淡に行ったらいいという話までなっています。和歌山はそのことですごく燃えています。

だから、答弁は構わないけれど、そういう現状にあります。もう1回言うけれど、まずはという言葉は徳島県ではすごい難しい言葉です。可動堰のことを見てもらったら、それ

が現状かなと思います。

松野県土整備部長、これが最後かも分からないから、発言をしていただきたいなど。新幹線の話を知りたいわけではなくて、トータルとして徳島に思いがいっぱいあったと思うので、私は感謝の思いで、発言を求めます。

松野県土整備部長

今、仁木委員の御質問の中で、更に岡本委員から御発言をということで、委員長のお許しを頂きましたので、まず新幹線のところ、当時の担当部長でしたので少しお話を申し上げますと、国が元々作っている計画そのものは、残念ながら基本計画路線が告示のまま、棚ざらしという状況にあったかと思います。

一方で整備新幹線が、例えばその前の年の9月だったかと思いますけれども、長崎で新幹線ができた、それから札幌もオリンピックがリスケジュールになってしまったので、スケジュールが変わりましたが、北海道新幹線も進んでいるという中で、次の新幹線計画をどうするかということが水面下であったかと思います。

昨年の骨太の方針の中にも、少し踏み込んだ書き方で、今の基本計画路線をもう少し進めるといような議論があった中で、当時の基本計画路線として、いわゆる地図で言うところの白い路線なんですけれども、それが10本ございました。

それは新大阪を起点とする計画が多くございまして、東京一極集中の裏返しのような地図になってございまして、その時に四国全体として一致しないと、例えば基本計画路線がほかにもある山陰でありますとか、東九州でありますとか、そういった所との地域間競争に勝てないだろうという認識はございました。

その中で今、岡本委員から話がありまして、後藤田知事の、元々国会議員時代の主張は、逆に言うと国会議員の時も、知事になってからも考え方は変わっていないという中で、今後どうするかという議論であったかと思います。

その中で議論として、例えば資料を特別委員会に出して議論したというよりは、全体として、委員のほうから御質問として取り上げていただいて、答弁をする中で、議論を少し進めるといような状況であったのかと思います。それが今回の4月の組織再編の中で、こういった形で交通政策課長から御答弁している状況かと思います。

大事なものは何かと私の理解の中で言いますと、地域間競争で負けないということでありまして、四国新幹線とか四国横断新幹線、縦断新幹線、いろいろあると思いますが、四国がほかにも負けないということで一致していける方針が必要なのかなと思います。

当然、四国知事会もございまして、四国の議長会の中でも御議論があつて、それは二元代表制の中で知事の立場、それから議長の立場、議会の立場で、御議論があらうかと思えます。その中で議論を積み上げていって、答えにたどり着くというのが一番必要なことかと思っております。

その新幹線についての私の思いというか、考え方はその上でございまして、この地域活性化対策特別委員会の中でいきますと、実はテーマとして新幹線は委員会の所管事項として明記されておりますけれども、ほかには例えば高規格道路でありますとか、それから航空路線でありますとか、当然インフラ整備だけではなくて、それと連動する形で地域の魅力、観光、そういったものを全部、総合的に、複合的にやることによって、徳島県が全国

あるいは世界中の中で光っていくと、そういうものを作っていく、そういう場として、ここで議論していただくのが、この委員会の特色かなと思ってございます。

岡本委員の振りにお答えするとすれば、私は県庁、実は平成20年から、この委員会で答弁をするということをしてございまして、当時住宅課長から始まったのですけれど、平成20年度から住宅課長2年だったのですけれど、そのあと、実は政策企画総局という企画部門がございまして、上田企画総務部長がおられる部署にいた時に、正に関西広域連合ができました。

関西広域連合ができたことによりまして、元々徳島は関西とのつながりが強かった中で、更に地位を強化して、立場を強化して連携してきたという実態がございまして。

その中で逆に言うと今、後藤田知事が誕生したことによって、地方創生の戦国時代というふうになっている中で、成果を出していく、結果を出していくということが大事なのだろうなと思っております。

県土整備部長の立場で、ちょうどその10年少し、間を置いて戻ってきた徳島は、進んでいる部分と、もどかしい部分というのが正直ございました。

その中で、これから前を向いていくということでございまして、議会での議論も、いろいろお立場がございまして、いいものと、違うものと、それぞれ議論はあるかと思えますけれど、引き続き熱心に御議論をいただいて、それに対して理事者側が誠実に答えていく、そういった理事者側と議会の在り方であればいいなと思ってございます。

岡本委員

今の新幹線の答弁は名答弁だと思います。

2回も来られて、6年間ずっと、大変お世話になったので、3回来た人はいないので、もう1回また来ていただいたら、徳島県のためには非常にいいのかなと思ひまして、心からお礼と感謝を申し上げます。

もう1回、知事は衆議院議員の時代からずっと岡山ルート論なのです、そのことは理解をしなければいけないけれど、また議会とは話が別なので、ありがとうございました。

仁木委員

松野県土整備部長、お疲れ様でございました。非常に分かりやすい答弁でございました。

松野県土整備部長の答弁の中でありました、いわゆる新幹線の岡山ルートの件、もろもろの部分を議会での質疑の中のやりとりで議論を深めて、これまできておられましたという答弁なのですけれど、そこなのですよね、我々が言っているのは。

我々が聞いてから来るのじゃなくて、そちらが執行部なのだから、執行部がその方針を決めるのであれば、そういった形で順序立てていくのであれば、先に議会にこうやってしようと思ひますと委員会で報告をちゃんとしてもらわなかったら、これまでこちらから聞いただけです。こんなのありますか。立川委員はそれを言っているのでしょうか。

それについてどう思うのかという話を、これ以上答えられないのだったら答えなくていいのですけれど、そういうことが言いたかったというのはここにいらっしゃる皆さん、すべての理事者の皆さんは分かっていたいただきたい。我々が言いたのはそういうことだと。

そのことだけですのでお願いします。

四国の右下観光局の件ですけれど、先日、理事会が行われたということで新聞報道がありました。

この中で、いわゆる徳島のアイデンティティである阿波を取り入れた「みなみ阿波」でプロモーションを展開するなどの県の方針を説明して、組織名称をみなみ阿波観光局に変更することを提案したというような形で、県からDMOのほうへオブザーバーとして行かれた際に、そうした形で提案したということを報道ベースで見えております。

その中で、必要な費用については県のほうで負担するというのもおっしゃっていたと思うのですが、まず、そういった形でいいのかということだけ、改めて確認させてください。

坂本南部総合県民局地域創生防災部長

ただいま、仁木委員より、四国の右下観光局の件につきまして御質問を頂いております。

名称変更に係る費用につきましては、ホームページ、パンフレット、法被など、主にPRに関する費用、また登記費用などの諸費用が発生するものとなっております。

こうした各種の変更に当たりまして、四国の右下観光局の既決予算で対応可能なものから順次変更することといたしております。不足分につきましては県予算で対応するほか、予算確保に努めるなど、円滑に移行できるよう、できる限り対応してまいりたいということで、県のほうでも対応してまいりたいと考えております。

仁木委員

そうやって予算対応していただいたほうがいいと思います。

こういった形で別の、総務委員会でもあったと思いますけれど、正にあの議論を、私も思っていましたから、その点はちゃんとお願ひしたいと思います。

ただ、ここで気になるのはオブザーバーとして県の方が参加されてから、みなみ阿波観光局というものに名称変更することを提案したということは、みなみ阿波を推してくださいねという、名前で観光局、DMOについて言っているわけですね。

ただ、ほかのDMOもありますよね、徳島県内によっては、例えば西にもあれば、徳島にもあります。この名称ということでどんな名称になっていますか。教えてください。

坂本南部総合県民局地域創生防災部長

観光局の名称についての御質問でございます。

南部圏域につきましては四国の右下観光局、西部にあります観光局につきましては、そらの郷となっております。東部につきましてはイーストという名称が付いておりまして、それぞれエリア名に限ってはございませんが、そういう名称が付いておるところでございます。

仁木委員

そうなのですね。

ここで私が申し上げたいのは、そらの郷とか、イーストとか、DMOはそれぞれ名前は別なのですけれど、今回の「右下」の変更と県の政策変更、部署の変更に伴い、DMOに対して、いわゆる「みなみ阿波」という名称変更を提案するということは、どういうことなのかなと思うわけなのです。

それだったら、そらの郷はにし阿波に変更しろという話なのか、県のビジョンと方針が全く一致しないというか、全く我々も分からない。

名称変更を促すということは、ほかの所の名称変更も促すということなのか、そらの郷ってどこか分からないから、にし阿波というのに変えるということなのか、ここが分からないのですけれど、このコンセプトとどのようにやっていくかということについて、一貫性がないと思うのですけれど、その点はどうか、教えてもらえますか。

坂本南部総合県民局地域創生防災部長

観光局の名称につきまして、県として統一というか、整合性を図るのかという御質問でございます。

今回の南部圏域におけます四国の右下の名称変更につきましては、まず背景といたしまして、コロナ禍によって減少した観光需要が、インバウンドをはじめ回復基調にございまして、また今後、大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズといったビッグイベントもございます。世界中から観光客が集まる千載一遇のチャンスがございます。

そこで、この好機を逃すことなくというところで、観光で先行するにし阿波、そらの郷ということでございまして、こういったところと全县一体となった取組を進める必要があると考えております。

四国の右下につきましては、名称の印象が良くないという意見もございまして、徳島のアイデンティティである阿波を取り入れた「みなみ阿波」という名称を提案させていただいたところでございまして、先ほど申しましたように、東部にはイーストとくしま観光推進機構というものもございまして、南部圏域といたしましては、県で統一するというのではなくて、圏域それぞれの特色を生かした名称を使われておりますので、ほかの地域についての言及は、そういう立場にないと考えております。

仁木委員

立場にないのは分かっているのですけれども、右下についても立場はないですね。

ただ、そうやって名前の提案をするということなのでしょう。そこら辺が一貫性がないのではないかと私は言っているわけなのです。

右下が悪いと言いますけれど、はっきり言って四国アイランドというほうが阿波よりインターナショナルなのです。「下」が悪いのであったらなぜサンライズにしなかったのか。四国アイランドサンライズでもいいわけではないですか。

良いイメージと言うのであったら一番最初に太陽が昇る所、四国で一番最初は阿南ですよ、伊島ですよ。

だから、そういうような、よく分からないところが多すぎるのです。ですからそれは、誰がそういう指示をしたのかと、私はすごく気になるわけなのです。それは誰ですかとは聞きませんけれど。

それは指示した人と、ちゃんとそういう話をした上で結論付けてもらわなかったら、何をしているのか全く分からないと私は思います。そういうのがいろいろなところであると思うのです。

例えばですけれど、交通に関連して言いますけれど、スーパーヨットはどうになりましたか。スーパーヨットを寄港、どうこうするとかおっしゃっていましたが、交通の関係がいるのだったら関係あるのではないですか、スーパーヨット、どんな進捗状況ですか、教えてください。

（「観光なのでは」と言う者あり）

委員長、本当に観光ですか。決まっていらないのではないですか。

西岡港湾政策課長

ただいま、仁木委員から、スーパーヨットの関係で御質問を頂きました。

スーパーヨットに関しては昨年度、徳島小松島港の沖洲マリニピアと本港地区にテスト寄港ということで3回実現しておりまして、船舶代理店等々のヒアリングによる経済効果、需要等の調査を行ったところでございます。

このことから、スーパーヨットの誘致を推進するために今後、陸上での電源設備等の受入施設の整備等を実施してまいる予定でございます。

平山委員長

仁木委員、観光なので所管外にさせていただきたいと思います。

仁木委員

でも、ここにいましたからね、委員長、いるということは、決まっていらないのにそう言ったら僕はみなすしかないわけなので。だから、こういったことは同じですよ、観光で決まっていると思い込んでいるということは、分かっていない。委員会の中でも分かっていないのだから。

僕はそういうところを、きちんと皆さん、知事が言っていることを理解してください。それをきちんとしてほしい。

言っただけ、その時だけに言ったことを、そのままはいはいはい、とやるのではなくて、きちんと意見交換をしてからやってもらわなくては、何をやっているのか、こちらはよく分からなくなるのですよね。この点しっかりとさせていただきますように、お願いをしたいと思います。

時間も時間なので、人口減少は大切なことですけれども、本会議で言いましたから、次の議会で、9月までにきちんと答弁を用意しておいてください。

何が言いたいかといったら、今は本当にできていないでしょうということを言いたいのです。人口減少問題について、消滅都市について、希望出生率1.8を来年達成すること、本当に政策としてできていますか、できていないでしょうと言いたいのです。

先ほど移住促進が三千何人とおっしゃいましたが、それは県の施策で実現したことなのですかということが言いたいのです。

そうではないのかもしれないですよ、市町村が特色あるUIJターン促進事業をやっ

てきたわけです。特に阿南は、市議の時に提案して、ずっとやってきたから。実際そうやってきたから移住交流の部分が増えていっているわけです。それにおんぶにだっこになっていませんかという話です。

そもそもですけども、都道府県で争奪戦をしているわけなので、大きい網ですくい上げて、そこから分配するのが市町村の役割だと思うので。大きい投網をやらなかったら、市町村だって、入ってこないのに、なかなか自分らでやっても難しい。

知事がよく言う補完事務というのですか、そういったことの観点からしても、大切なこと。だから、そういったことを、他県の事例よりも、他の県外の市町村で、人口争奪で大きな成果を上げている所はあるのです。例えば教育で言ったら、愛媛県の西条市があるのです。

僕もいろいろ研究していますが、そういったことを研究しておいてください。他県事例、他市事例、どういったものが成果が上がるか、この中でどうしていくのかということも議論していきたいと思いますので、その点よろしく願いを申し上げまして、私からの質問を閉じさせていただきます。

平山委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月6日火曜日から8月7日水曜日までの二日間の日程で、地域活性化対策に関する先進的な取組等を調査するため、大分、福岡方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、地域活性化対策特別委員会を閉会いたします。（12時15分）